

# 機密保持契約書

\_\_\_\_\_（以下甲という）と中心設計株式会社（以下乙という）は、甲乙が相互に開示する情報の機密保持につき次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

## 第1条（機密情報）

本契約において機密情報とは、甲乙が相互に開示をする技術上、生産上及び営業上の一切の情報をいう。

## 第2条（機密保持）

1. 甲乙は、開示者の事前の書面による承諾を得ずに、機密情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとする。
2. 甲乙は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとする。
3. 甲乙は、当該機密情報を知る必要のある自己の役員及び直接雇用の従業員のみを開示するものとし、当該役員及び直接雇用の従業員に対して本契約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとする。やむを得ず第三者に開示が必要な場合は、事前に書面にて相手方の了承を得るものとする。

## 第3条（機密保持の適用外）

本契約の他の規定に関わらず、前条に定める機密保持は、次に掲げる情報に該当するものは適用しない。

- (1) 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。
- (2) 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
- (3) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなしに入手したもの。
- (4) 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。
- (5) 甲乙が文書により機密指定を解除することに同意した情報。
- (6) 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示されるもの。

## 第4条（目的外使用の禁止）

甲乙は、事前の書面による開示者の承諾を得ずに、機密情報を甲乙共同の取組み以外の目的に一切使用してはならない。

## 第5条（複製の禁止）

甲乙は、機密情報を事前に開示者の文書による承諾を得ることなく複製してはならない。

## 第6条（機密情報の返還）

甲乙は、本契約が終了した場合、又は開示者より要求のあった場合には、機密情報及びその複製物を直ちに甲乙へ返還又は甲乙の指示する方法により廃棄するものとする。

## 第7条（競合製品取り扱いの制限）

甲乙は、開示者が開示する秘密情報に包含された独自の技術情報及び独自のノウハウと同一又は類似する製品の開発・製造及び販売を直接又は間接的にも行ってはならない。但し、甲乙が本件契約締結以前から保有する自らのノウハウを第三者に提供することは、相手方、目的を問わず何ら本条の制限を受けるものではない。

## 第8条（知的財産権）

甲乙間により行われる共同取組み遂行の過程で発明、著作物等（以下、発明等という）の創作がなされたときは、発明等の帰属及びその取扱い等については、甲乙で別途協議して決定するものとする。

## 第9条（確認）

本契約は、本契約に基づく取引その他一切の取引を行なうことを保証するものではない。

## 第10条（解除）

甲乙は、その相手方が本契約の条項の一に違背したときは、予め何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

## 第11条（損害賠償）

甲乙は、本契約に違背したことによりその相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

## 第12条（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から3年間とする。
2. 本契約が期間満了・解除等により終了した場合といえども、第2条の規定は本契約終了後5年間、第7条の規定は本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

## 第13条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約各条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議のうえ決定する。

## 第14条（合意管轄）

本契約に関連して甲乙間に紛争が発生し前条協議によってもなお当該紛争が解決できない場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都千代田区飯田橋1-8-10 クリエイトビル5F  
中心設計株式会社  
代表取締役社長 上田 裕輔